

学校感染症の出席停止

学校感染症が発生したときは、①感染した子どもの健康回復 ②ほかの子どもへの感染防止のために、校長は「感染症にかかっている者、その疑いのある者またはかかるおそれがある者の出席を停止させることができる」ということが学校保健安全法第19条に定められています。

●学校で予防すべき感染症と出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第18条・19条) より

	特徴	疾病名	出席停止期間の基準
第一種	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」6条に規定する一類感染症及び二類感染症とする。	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第二種	感染症のうち飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症とする。	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	感染症のうち学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症とする。	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 （下記はその他の感染症の主なもの） ○溶連菌感染症 ○ウイルス性肝炎 ○手足口病 ○伝染性紅班（りんご病） ○マイコプラズマ感染症 ○ヘルパンギーナ ○流行性嘔吐下痢症 ○アタマジラミ ○伝染性軟属腫（水いぼ） ○伝染性膿痂疹（とびひ）	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 必要があれば校長が学校医の意見を聞き、出席停止の措置を講じることができる疾患

※1 ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、症状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。
○出席を停止させようとする場合、高校生以上は本人に、中学生以下の児童生徒は保護者に指示をしなければならない。

出席停止（法第19条）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

臨時休業（法第20条）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

新しい予防接種制度について

(平成26年4月)
(厚生省)

○新しい予防接種制度の対象となる病気は、全部で10種類になります。(それ以外のものは、自由に受ける予防接種(任意接種)となります。)

【新しい予防接種制度の対象となる病気】

ポリオ、BCG、3種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風）
麻疹Ⅰ期・Ⅱ期、風しんⅠ期・Ⅱ期、日本脳炎、Hib、
肺炎球菌
_____は、新しく予防接種制度の対象となる病気。